

京都市立芸術大学附属図書館運営委員会規程

(昭和 45 年 6 月 25 日)

改正 昭和 59 年 4 月 19 日 平成 3 年 4 月 1 日

平成 12 年 10 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 京都市立芸術大学附属図書館規程第 4 条第 3 項の規定に基づいて、この規定を定める。

(組織)

第 2 条 京都市立芸術大学附属図書館運営委員会(以下「委員会」という。)は、附属図書館長及び各学部から選出された各 3 名の委員及び日本伝統音楽研究センターから選出された 2 名の委員をもって組織する。

(委嘱)

第 3 条 委員は、附属図書館長の申出に基づいて、学長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(招集及び議長)

第 5 条 附属図書館長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

(審議事項)

第 6 条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 附属図書館の諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) 附属図書館の予算に関する事項
- (3) 附属図書館の図書及び研究資料として、寄贈又は寄託の受入れに関する事項
- (4) その他附属図書館の運営に関する重要な事項

(会議)

第 7 条 委員会は、各学部の委員を含む過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決する。

第 8 条 議長が必要と認めた場合は、委員以外の者に出席をもとめ、意見をきくことができる。

第 9 条 委員会の事務は、附属図書館・芸術資料館事務室が担当する。

附 則

この規程は、昭和 45 年 6 月 25 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 4 月 19 日)

この規程は、昭和 59 年 4 月 19 日から施行する。

附 則（平成 3 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 10 月 1 日）

この規程は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。